【夜間金庫規定】新旧対照表

新	旧
１．（略） ２．（利用方法） （１）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、夜間金庫専用の入金帳および通帳等とともに当金庫所定のカバン（以下「カバン」といいます。）に入れ、そのカバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。なお、入金票には氏名・口座番号・入金額・その他必要事項を記入してください。 （２）（略） ３．～９．（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	１．（略） ２．（利用方法） （１）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、夜間金庫専用の入金帳および通帳等とともに当金庫所定のカバン（以下「カバン」といいます。）に入れ、そのカバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名・口座番号・入金額・その他必要事項を記入してください。 （２）（略） ３．～９．（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

夜間金庫規定

１．（利用目的）

この夜間金庫は、夜間金庫設置店舗における本人名義の当座預金・普通預金・その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

２．（利用方法）

（１）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、夜間金庫専用の入金帳および通帳等とともに当金庫所定のカバン（以下「カバン」といいます。）に入れ、そのカバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。 但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。なお、入金票には氏名・口座番号・入金額・その他必要事項を記入してください。

（２）カバンを投入した後は、夜間金庫の外扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

３．（預金への受入処理）

（１）この夜間金庫に投入されたカバン内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

（２）前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

４．（カバン等の返却）

カバンならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

５．（鍵の保管等）

（１）金庫外扉鍵は契約者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫の外扉の開閉をおこなってください。

（２）カバンの鍵正副２個の内、正鍵は契約者が、副鍵は当金庫が保管し、カバンの開閉に使用します。

６．（鍵、カバンの喪失・毀損）

金庫外扉鍵、カバン、カバンの正鍵を失ったとき、または、毀損したときは、直ちに書面によって当金庫に届出ください。なお、この場合、修理費・再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

なお、金庫外扉鍵を紛失した場合、ご契約店舗の夜間金庫利用先が保有するすべての鍵の再製費を負担していただきますので、取扱いにご注意ください。

７．（損害の負担等）

この夜間金庫利用にあたり、災害・事変・その他の不可抗力による損害、夜間金庫外扉の不完全な施錠、カバンの不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第１条に定める目的によらない利用がおこなわれ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

８．（契約等）

この契約は、契約者または当金庫の都合によりいつでも一時中止または、解約することができます。この場合には、夜間金庫外扉鍵、カバンおよびカバン正鍵を直ちに当金庫へ返却してください。

９．（手数料徴収）

（１）夜間金庫を利用するにあたり、夜間金庫利用手数料として、当金庫所定の手数料を夜間金庫利用申込書（兼預金口座振替依頼書）に記載の口座から自動徴収いたします。夜間金庫利用手数料は、申込日の属する月の翌月から解約日の属する月まで徴収いたします。

（２）夜間金庫専用の入金帳を発行するにあたり、夜間金庫入金帳手数料として、当庫所定の手数料を徴収いたします。

（３）利用手数料、消費税率に変更があった場合は、変更後初回の引落としより、新手数料、新税率を適用します。

１０．（解約等）

（１）この契約は、契約者の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、金庫外扉鍵、カバンの正鍵およびカバン等の返却とともに当金庫所定の手続きをしてください。

（２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。

①契約者が利用手数料を支払わないとき

②契約者について相続の開始があったとき

③店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

④契約者がこの規定に違反したとき

１１．（譲渡・転貸等の禁止）

夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、夜間金庫外扉・カバンおよびカバン正鍵についても同様とします。

１２．（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上

２０２６年１０月１日現在